

平成31年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

平成31年2月22日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	田村美砂君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	川口莊一君
職員課長	矢吹勇一君	総務部副参事	荒石恵美君
保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君

産業振興課長 小川 泉 君  
子育て支援課長 鈴木 礼子 君  
青少年課長 新海 隆弘 君  
障害福祉課長 小川 則之 君  
建築課長 中橋 健 君  
区画整理課長 水村 隆市 君

地域振興課長 大法 努 君  
保育課長 関田 孝志 君  
福祉部副参事 原 里美 君  
健康課長 志村 明子 君  
下水道課長 廣瀬 裕 君

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 市長施政方針表明
- 第 4 諸報告
  - (1) 市長報告
  - (2) 議長報告
- 第 5 第 1 号議案 平成 31 年度東大和市一般会計予算
- 第 6 第 2 号議案 平成 31 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 第 3 号議案 平成 31 年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第 8 第 4 号議案 平成 31 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 9 第 5 号議案 平成 31 年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第 10 第 6 号議案 平成 31 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 12 第 2 号報告 専決処分の報告について
- 第 13 第 3 号報告 専決処分の報告について
- 第 14 第 1 号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について
- 第 15 第 7 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 第 8 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 第 9 号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例
- 第 18 第 10 号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第 19 第 11 号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第 20 第 12 号議案 東大和市児童育成手当条例の一部を改正する条例
- 第 21 第 13 号議案 東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 第 22 第 14 号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 第 23 第 15 号議案 東大和市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
- 第 24 第 16 号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例
- 第 25 第 17 号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例
- 第 26 第 18 号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

- 第 27 第 19 号議案 東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例
- 第 28 第 20 号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例
- 第 29 第 21 号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例
- 第 30 第 22 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 31 第 23 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 32 第 24 号議案 平成 30 年度東大和市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 33 第 25 号議案 平成 30 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 34 第 26 号議案 平成 30 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 35 第 27 号議案 平成 30 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 36 第 28 号議案 平成 30 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 37 第 29 号議案 平成 30 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 37 まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（押本 修君） ただいまから、平成31年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（押本 修君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（押本 修君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

去る2月13日及び18日に議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります。本日2月22日より3月18日までの25日間といたします。

会議録署名議員は、9番 和地仁美議員、13番 関田正民議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長・議長の諸報告の後、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程した後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。その後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第1号報告から第3号報告、第1号同意に続いて、第7号議案から第29号議案の審議等を順次行います。第23号議案につきましては厚生文教委員会に審査を付託いたします。

2月23日から25日は休会となります。

2月26日は、施政方針に対する代表質問となります。

2月27日から3月1日及び3月4日、3月5日の5日間は一般質問となります。

3月6日から17日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

3月7日、午前9時30分から総務委員会を、3月8日、午前9時半から厚生文教委員会を、3月11日、午前9時半から建設環境委員会をそれぞれ開催いたしますが、審査案件等がない場合は開催いたしません。

3月12日から14日の3日間は、午前9時半から予算特別委員会を開催いたします。また、予算特別委員会の3日目である3月14日の午後1時から、議員提出議案の確認など、審査案件等があった場合のみ、議会運営委員会を開催いたします。

なお、通常であれば、定例会最終日3日前までに請願・陳情の提出があった場合は、定例会最終日前の議会運営委員会において付託先について御協議いただきますところを、今定例会は現任期最後の定例会でありますので、4年前の例により、定例会最終日前の議会運営委員会において閉会中審査する請願及び陳情の付託先の協議は行わないことといたします。

そのため、今定例会最終日3日前までに請願・陳情が提出された場合には、これも4年前の例により、事務局で受理した後、改選後の6月定例会で付託することといたします。

3月18日、最終日は、追加議案審議、常任委員会及び予算特別委員会の審査報告後、議員提出議案審議、継続審査議決をした後、閉会となります。

代表質問通告書の提出期限は、2月25日、正午となっております。

この代表質問通告書の確認等を行うため、2月26日、午前9時半から議会運営委員会を開催いたします。

予算特別委員会資料要求の提出期限は、2月28日、午後5時となります。

議員提出議案の提出期限は、3月8日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は18名です。

2月15日、正午までに受理した請願・陳情はございませんでした。

以上が、今定例会の日程等について議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

また、今定例会の3月から、本会議に加えて、委員会インターネット映像配信が開始されることに伴い、留意事項等について議会運営委員会で協議を行い、以下の3点を決定いたしました。

1つ目は、個人情報の取り扱いについてであります。

委員会審査において請願・陳情の読み上げを行う際は、請願、陳情者の個人情報の読み上げは行わずに、請願・陳情書に記載のとおりと発言し、請願・陳情の件名及び趣旨のみ読み上げを全ての委員会で統一して行うことといたします。

また、そのほかの個人情報についても、ライブ配信を行っていることを念頭に置き、公人以外の個人情報の発言は行わないように十分注意されるようお願い申し上げます。

2つ目は、暫時休憩のとり方などの議事進行についてであります。

議事進行の確認上、おおむね5分以内の暫時休憩をとる場合は、画面は委員会室、全員協議会室を映したまま、全てのマイクを切ることといたします。また、委員会室及び全員協議会室でおおむね5分以上の暫時休憩をとる場合は、全てのマイクを切り、画面を静止画に切りかえ、暫時休憩中などのテロップを入れることといたします。また、陳情者との面談の日程については、議事進行の妨げにならないように設定されるようお願い申し上げます。

3つ目は、発言方法についてであります。

マイクの赤ランプ点灯後、マイクに近づき、はっきりと発言していただくようお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（押本 修君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名をいたします。

9番 和地仁美 議員

13番 関田正民 議員

を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（押本 修君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月22日から3月18日までの25日間としたいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

### 日程第3 市長施政方針表明

○議長（押本 修君） 日程第3 市長施政方針表明を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

内閣府が発表しました平成31年1月の月例経済報告では、日本経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、景気が緩やかに回復している中、個人消費については持ち直しの動きが見られ、消費者物価は横ばいとなっていると分析されております。

また、海外経済は、緩やかな回復が続くことが期待される中、中国を初めとするアジア新興国等の経済や政策の不確実性による影響などに留意していく必要があるとされております。

国の新年度の予算案につきましては、引き続き、経済再生なくして財政健全化なしという考え方を基本とし、全世代型の社会保障制度への転換に向けた幼児教育の無償化や消費税引き上げによる経済への影響の平準化に向けた各種施策等を推進していくこととされております。

また、東京都の新年度の予算案につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進力とし、東京が成長を生み続けられるよう、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティの3つのシティの実現に向けた取り組みや、賢い支出で自立的な都政改革を推進していくこととされております。

これらの国や東京都の施策は、我が国が直面する少子高齢化や人口減少等の大きな課題に対応していくものであり、市といたしましても、引き続き国や東京都と連携して施策を推進していく必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、平成31年度の市政運営につきましては、第二次基本構想が示す「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の将来都市像を実現するため、第四次基本計画に体系づけられた施策を着実に実施するとともに、限られた財源を重要施策に配分することにより、人口減少社会に対応し、将来にわたって住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを進めてまいります。

それでは、初めに、私が考えております平成31年度の重要施策につきまして、5点申し上げます。

第1の重要施策は、子ども・子育て支援施策の充実についてであります。

日本一子育てしやすいまちづくりをさらに推進していくため、市の子ども・子育て支援に関する理念やビジョンとなる（仮称）子ども・子育て憲章の制定準備に取り組んでまいります。

また、平成32年度から取り組み期間が始まります次期子ども・子育て支援事業計画につきましては、次世代育成支援計画、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画の3つの計画と一体化した（仮称）子ども総合プランとして策定し、子ども・子育ての支援施策を推進してまいります。

保育園の待機児童対策につきましては、保育士不足や保育需要等の現状を踏まえ、各種事業を行ってまいり

ます。

保育園の定員の拡大につきましては、新たに認可保育園である谷里保育園の増築や都有地を活用した保育施設の整備を検討してまいります。

また、保育士不足は、受け入れ児童数に影響を及ぼしますことから、その解消につきましては、保育士を確保しやすい環境を整備するため、保育士資格取得支援や保育補助者雇上補助を拡充するほか、人材派遣に要する費用の一部補助、保育士宿舍借上支援、保育士駐車場確保支援補助及び保育士面接会の開催などを引き続き実施してまいります。

一方で、市内の保育需要は、国による保育無償化の取り組みなどへの期待により、市の環境整備を上回る動きが見られることから、今後の動向をより一層注視していく必要があると考えております。

保育体制の充実につきましては、引き続き年末保育・休日保育やアレルギー児対応を図るとともに、ベビーシッター利用支援事業を新たに開始いたします。

居宅訪問型保育事業につきましては、平成29年度から試行的に行ってまいりましたが、保育士等の人材不足の影響や利用希望者がいない状況を踏まえ、認可保育園に訪問看護師を派遣する事業に変更し、重度の障害児を育てながら就労する世帯への必要な支援を行ってまいります。

学童保育の充実につきましては、引き続き学童保育所指導員の増員を行うとともに、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後の子供たちの居場所づくりのさらなる充実を目指し、放課後子ども教室及び教育委員会との連携を図ってまいります。

また、民間学童保育所を運営する法人に必要な経費を補助し、学童保育における待機児童対策を図ってまいります。

子育て環境の充実につきましては、妊娠、出産、子育てに関する不安軽減や家庭のニーズに応じた切れ目のないきめ細かな支援を行うため、引き続き母子保健コーディネーターを配置し、相談支援を行ってまいります。

また、子供を望む夫婦が協力し合って不妊治療に取り組めるよう、特定不妊治療医療費助成事業に加え、新たに不妊検査費助成及び一般不妊治療費助成を開始し、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的な負担の軽減を図ってまいります。

また、東大和市社会福祉協議会で実施しておりますさわやかサービスをファミリー・サポート・センターとして拡充し、新たに子育て支援関連施設等との連絡調整の機能を追加するとともに、高齢者見守りネットワーク～大きな和～の見守り対象を子供にも拡大し、包括的な支援体制の構築を図ってまいります。

また、やまとあけぼの学園の老朽化対策につきましては、旧みのり福祉園跡地の公募型市場調査の実施結果などを踏まえ、引き続き検討を進めてまいります。

続きまして、第2の重要施策は、教育施策の充実についてであります。

東大和市の教育に関する大綱と、新たな教育ビジョンとして平成31年2月に策定した第二次学校教育振興基本計画に基づき、市と教育委員会が連携しながら、児童・生徒の確かな学力の習得や豊かな人間性の形成及び健康・体力の増進を目指した教育施策を着実に推進してまいります。

学力の向上につきましては、引き続き小中学校全校を学力向上推進校に指定し、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みを推進していくとともに、少人数学習指導員やチームティーチャーを配置し、個に応じたきめ細かな授業を行ってまいります。また、新学習指導要領を踏まえ、英語教育のさらなる充実を図るため、英語指導助手としてのALTの配置を拡充してまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、新たな条例の制定に向け検討を進めてまいります。また、引き続きスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置して教育相談体制の確保を図るとともに、不登校児童・生徒の社会的自立を支援するため、適応指導教室の機能強化モデル事業を実施してまいります。

特別支援教育の充実につきましては、生徒一人一人の個別の課題や特性に応じた指導を在籍校で実施するため、中学校全校に新たに特別支援教室を開設してまいります。

教職員の働き方改革につきましては、教員の事務的補助を行うスクールサポートスタッフの配置を小中学校全校に拡大してまいります。

学校施設の環境整備等につきましては、小中学校体育館の空調機器の設置について、国や東京都の補助制度の動向を注視して、整備に向けて前向きに検討してまいります。また、第一中学校及び第二中学校のブロック塀等の改修工事を行ってまいります。

その他、小中学校のトイレの尿石除去清掃を引き続き行うとともに、小学校のトイレの洋式化工事を行ってまいります。

学校給食センターにつきましては、引き続き施設を活用した社会科見学や見学試食会を実施するとともに、食育のさらなる充実及び安心・安全な学校給食の提供等に努めてまいります。

市の郷土文化財の保存・活用につきましては、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に向け、ふるさと納税制度を活用し、全国の皆様からの寄附をお願いするとともに、保存等改修工事に向けた実施設計を行ってまいります。

続きまして、第3の重要施策は、健康・福祉施策の充実についてであります。

市民の疾病の予防につきましては、妊婦への感染予防のための先天性風しん症候群対策を引き続き実施するとともに、風しんの追加的対策の実施や高齢者肺炎球菌感染症定期接種の対象の拡大を継続してまいります。また、B型肝炎の予防として、幼児へのウイルス感染拡大や成人期以降の発症の防止を目的としたB型肝炎の任意予防接種費用の一部助成を最終年度として実施していくほか、歯科保健対策として、これまでの歯周疾患検診の対象に新たに30歳を加え、成人歯科健診として実施し、かかりつけ歯科医の定着などに取り組んでまいります。

健康施策につきましては、健康で幸せな都市の実現を目指した健幸都市宣言の実施の準備や、健康寿命の延伸を図るため、今後の取り組みを検討してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、市民共助による介護予防活動のさらなる推進のため、シニアの方々を中心とした介護予防リーダーの養成や、東大和元気ゆうゆうポイント事業を実施してまいります。

また、今後も増加が見込まれます認知症の方への対応のため、認知症ケアプログラムの導入支援などの事業を実施してまいります。

続きまして、第4の重要施策は、環境施策の充実についてであります。

公園の整備につきましては、公園施設の長寿命化を図るため、市立狭山緑地の遊歩道などを引き続き更新するとともに、公園の園内灯のLED化を図ってまいります。また、特色ある公園につきましては、花づくりが楽しめる公園事業を進めてまいります。狭山緑地につきましては、平成31年3月末に竣工します管理事務所を拠点として、緑地等の保全を進めてまいります。



廃棄物の減量と適正処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量を目指し、特に資源物につきましては、購入したお店に戻す「マイバッグ 資源を入れてお買い物」の意識を広く市民の皆様に御理解いただき、さらなる廃棄物の減量を進めてまいります。

庁用自動車の更新につきましては、環境に配慮し、電気自動車を導入してまいります。

PCB廃棄物につきましては、引き続き、法定期限内の全廃に向け、計画的な処分に取り組んでまいります。受動喫煙につきましては、基本方針を定め、屋外喫煙のルール化や屋外公衆喫煙所の設置など、受動喫煙防止を推進してまいります。

続きまして、第5の重要施策は、市の魅力を高める施策の充実についてであります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、引き続き地方創生アドバイザーの助言等を受け、人口減少の抑制に向けた施策を実施するとともに、計画期間を市の最上位計画である総合計画と合わせるため、2年間の延伸を行う改定作業を行ってまいります。

ブランド・プロモーションの取り組みにつきましては、引き続き、市のブランド・メッセージ「東京 ゆったり日和 東やまと」やロゴマークを活用し、より一層市の魅力を発信していくとともに、市民の皆様が市や地域に誇りや愛着を持ってもらうためのシビックプライド醸成事業を清瀬市と連携して実施してまいります。

そして、子育て世帯等の転入促進のために、引き続き不動産情報サイト等を活用して、子育てしやすい市の魅力を発信してまいります。

また、市制50周年及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の前年度となりますことから、地域活性化等につなげていけるよう、必要な準備や各種事業を行ってまいります。

次に、平成31年度に取り組む主な施策について、第四次基本計画の施策の体系に沿って申し上げます。

初めに、豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくりについて申し上げます。

最初に、学校教育の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、引き続き校長のリーダーシップによる特色ある学校づくりとともに、小中一貫教育やオリンピック・パラリンピック教育の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

生涯学習の充実につきましては、生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づき、各種事業を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成に向けた取り組みを行ってまいります。

また、公民館事業につきましては、中央公民館ホール天井改修工事等を実施いたします。

図書館事業につきましては、図書館システムを更新し、利用しやすい図書館の運営に努めてまいります。

郷土博物館事業につきましては、引き続き学校教育との連携を深めるとともに、プラネタリウム投映機を最大限に生かした事業を実施してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年の健全育成につきましては、重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、学校、家庭、地域や関係機関と連携を図り、子供たちが健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

次に、市民文化の振興について申し上げます。

市民会館の管理運営につきましては、平成31年度からかわります新たな指定管理者と連携を図り、市民の芸術文化活動の振興が図られるよう努めてまいります。

(仮称) 東大和郷土美術館につきましては、国の登録有形文化財に登録されたことを踏まえ、春・秋の特別

公開の内容の充実や適切な施設管理に努めてまいります。

郷土資料の活用につきましては、引き続き市の指定文化財である里正日誌を解説・編集し、刊行を進めてまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進について申し上げます。

体育施設につきましては、引き続き指定管理者と連携を図り、適切な管理運営に努めてまいります。また、次期指定管理者の選定に係る手続を進めてまいります。

続きまして、「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」について申し上げます。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、出産後の子育て家庭に対するきめ細かな相談・支援に結びつけるため、シルバー人材センターを通じて、引き続き育児パッケージを配布してまいります。

また、健康増進計画につきましては、次期計画の策定準備を進めるほか、新たに自殺対策計画の策定準備も進めてまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、高齢者が健康で自立した豊かな生活を送ることができるよう、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき事業を進めてまいります。

介護保険料につきましては、国の施策に基づく低所得者に対する負担軽減を適切に実施するとともに、コンビニエンスストア収納や納付額通知など、被保険者の利便性の向上にも努めてまいります。

また、高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましては、次期計画の策定準備を進めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

障害のある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者総合プランに基づき、グループホームの提供体制の確保、東大和市総合福祉センター は〜とふるにおける各事業などを実施してまいります。

また、障害者総合プランにつきましては、次期プランの策定準備を進めてまいります。

次に、児童福祉の推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、赤ちゃん・ふらっとにつきまして、新たに市民会館及び保健センター内に開設してまいります。

子育てひろばにつきましては、新たに6カ所の児童館内に開設し、乳幼児を連れた保護者の交流や情報交換の場を提供してまいります。

また、子育て支援に係る情報冊子を配布し、子育て世帯や祖父母等のシニア世代など、地域の子育てに関心のある市民の皆様への情報提供の充実を図ってまいります。

市民ボランティアにより運営されている2カ所の子ども食堂につきましては、東大和市社会福祉協議会を通じて補助を行い、引き続き安定的な運営の支援を図ってまいります。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、東京都を財政運営の責任主体とする広域化が実施されましたが、依然として厳しい財政運営となっていますことから、被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の適正化に努めるとともに、近隣市との特定健康診査相互乗り入れやレセプトデータを活用しました保健事業の一層の推進を図ることで財政健全化に努め、安定的な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合は、特別対策等により保険料の抑制を

図ることとしておりますが、国は、必要に応じて現行制度の見直しに向けた検討を行うこととしております。

今後の動向を注視するとともに、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き関係団体等と連携を図り、円滑な事業の運営に努めてまいります。

また、コンビニエンスストア収納や納付額通知など、被保険者の利便性の向上に努めるとともに、新たに被保険者の健康の保持・増進を目的として歯科健診を実施してまいります。

生活困窮者の支援につきましては、生活困窮者自立支援事業における学習支援事業において個別対応による支援に加え、新たに集団対応による塾形式での支援に取り組んでまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉施策につきましては、第五次地域福祉計画に基づき、引き続き地域における支え合いの福祉を推進してまいります。

あわせて、地域福祉計画につきましては、次期計画の策定準備を進めてまいります。

また、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含む全ての人が安全で快適に移動できるよう、歩道の段差解消等のバリアフリー化を推進してまいります。

続きまして、暮らしと産業が調和した活力あるまちづくりについて申し上げます。

初めに、勤労者福祉の向上について申し上げます。

雇用の創出につきましては、就職を希望する市民に就業の機会が提供できるよう、東京しごと財団との共催による就活セミナーの開催、公共職業安定所等関係機関との連携による就職情報室の円滑な運営や就職面接会等を開催してまいります。

次に、消費生活の充実について申し上げます。

消費生活に関する相談機関である消費生活センターの周知に努めるとともに、悪質商法や契約トラブルなどの消費者被害を防止するため、啓発活動の強化にも取り組んでまいります。

次に、都市農業の振興について申し上げます。

農業及び農地につきましては、安全・安心な農産物を供給するだけでなく、学習・体験の場や防災空間としての機能など多面的な役割を果たしておりますことから、地域資源の一つとして捉え、保全を図ってまいります。

また、農業経営の基盤強化につきましては、農業者が行う農産物の品質や生産量を向上させるための事業に対し、引き続き支援を行うとともに、効率的かつ安定的な経営が確立できるよう、認定農業者制度の普及・啓発を図ってまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

工業につきましては、中小企業の経営の安定化のため、引き続き運転資金や設備資金等の融資をあっせんする小口事業資金融資あっせん制度等を実施してまいります。

また、商工会の実施する若手技術者の育成事業につきましては、引き続き補助を実施し、経営基盤の強化を図ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業につきましては、市民の皆様の消費生活を支える商店街等の活性化を図るため、商工会及び商店街等が自主的に取り組むイベント事業に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、創業支援につきましては、商工会や中小企業大学校東京校及び市内金融機関等との連携を図りながら、

創業支援事業計画に基づいた事業を支援するとともに、活気ある商店街づくり事業と連携した取り組みにより、市内における創業の支援強化に努めてまいります。

次に、観光事業の推進について申し上げます。

市民参加による観光イベントとして地域住民の交流を促進し、にぎわいを創出するため、第8回目となるうまかんべえ～祭を開催し、地元食材を活用したグルメコンテストを実施してまいります。

また、狭山丘陵や多摩湖等の観光資源の魅力情報を発信するため、狭山丘陵観光連携事業を推進していくとともに、民間企業等との連携による市の魅力を高める観光事業の推進についても検討してまいります。

観光資源情報の発信につきましては、観光ボランティアガイドと連携した取り組みの推進や、観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」等の活用を図るとともに、観光案内板や観光マップの多言語化を進めてまいります。

東やまと産業まつりににつきましては、第50回目を迎えますことから、周年事業としての企画運営が行えるよう、必要な支援を行ってまいります。

続きまして、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」について申し上げます。

初めに、市街地の整備について申し上げます。

都市マスタープランで掲げた方針の実現に向け、引き続き協働のまちづくりに取り組んでまいります。

立野一丁目土地区画整理事業につきましては、事業の完成に向けた手続を進めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道総合計画に基づき、施設の維持管理及び安全対策を実施するとともに、下水道施設の長寿命化のためのストックマネジメント事業に取り組んでまいります。また、引き続き地方公営企業法の適用に向けた取り組みを実施してまいります。

次に、良好な住宅環境の形成について申し上げます。

建築物の耐震改修の促進につきましては、耐震改修促進計画に基づき、建築物等の所有者の主体的な取り組みを促し、地震に備えた都市づくりを進めてまいります。

また、空き家対策につきましては、空き家の適切な管理及び今後の具体的な対応策を検討するため、実態調査を実施してまいります。

次に、道路・交通の整備について申し上げます。

都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線につきましては、平成31年3月に竣工し、供用を開始いたします。

都市計画道路3・4・17号桜街道線につきましては、事業認可を取得し、事業に着手してまいります。

また、幹線道路や生活道路につきましては、市道第8号線湖畔通りの街路樹植えかえを引き続き行っていくとともに、道路改良工事や舗装補修など計画的に整備を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、コミュニティバスにつきましては、将来にわたり持続可能なものとするため、引き続き利用促進に取り組んでまいります。

また、コミュニティ交通につきましては、コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、地域の皆様との協働により、導入に向けて取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携し、車両や自転車等の交通ルールやマナー向上の普及啓発を図るとともに、道路交通環境の整備や注意喚起に取り組み、事故防止に努めてまいります。また、高齢者の運転免許の自主返納を促進する取り組みを実施してまいります。

自転車等の駐車対策につきましては、引き続き利用者の皆様が快適に安心して駐車できる環境づくりに努めるとともに、放置自転車等の対策を継続して実施し、駅周辺の公共空間の安全性や機能の確保を図ってまいります。

次に、緑の保全・創出について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、引き続き狭山丘陵を保全し、次世代へ引き継ぐことを目標として、市民、関係団体の協力を得ながら適切な維持管理に努めてまいります。

また、緑地の保全及び緑化の推進につきましては、平成31年3月に策定します第二次緑の基本計画に基づき取り組んでまいります。

次に、防災・防犯体制の推進について申し上げます。

防災体制につきましては、市民の生命・財産を災害から守るため、地域防災計画を改訂するとともに、防災マップの修正及び洪水等ハザードマップの作成を行うほか、避難所となる中学校に特設災害公衆電話を設置してまいります。

また、安全・安心に関する情報を的確に伝達するため、防災行政無線のデジタル化に向けた更新工事を実施してまいります。

消防力の向上につきましては、第四・第七分団の消防ポンプ車を更新するとともに、可搬消防ポンプの更新を行ってまいります。

地域防災力の向上につきましては、防災モデル地区事業としまして、図上訓練の実施を継続するとともに、女性や地域の災害時要配慮者の視点を考慮した自主防災組織の育成・支援に努めてまいります。

さらに、東日本大震災を風化させないために防災フェスタを引き続き実施してまいります。

局地的集中豪雨などによる浸水対策につきましては、雨水浸透施設の整備や雨水排水施設の清掃を継続して実施していくとともに、抜本的な対策について検討してまいります。

防犯対策につきましては、青色回転灯パトロールカーを電気自動車に更新するほか、引き続き防犯パトロール事業、安全安心情報送信事業、防犯用品支給事業を実施し、安全・安心な地域を目指してまいります。

小学校の安全対策につきましては、通学路に設置しました50台の防犯カメラの適切な管理運営に努めてまいります。また、毎年、通学路等の合同点検を保護者、東大和警察署、学校等と実施しておりますことから、点検の結果、対策が必要な箇所につきましては状況に応じて適切に対処してまいります。

次に、廃棄物の減量とリサイクルの推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、資源物のうちペットボトルにつきましては、回収量の削減に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、環境の保全について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、環境市民の集いを初め、市民を対象にした省エネ講座の開催など、地球温暖化防止対策に対する啓発に努めてまいります。また、再生可能エネルギーの活用につきましても、情報収集と研究を行ってまいります。

続きまして、相互の理解と協力で支えられるまちづくりについて申し上げます。

初めに、人権尊重・男女共同参画社会の確立について申し上げます。

第二次男女共同参画推進計画改訂版に基づき、男女が平等で共に参画できる社会の実現に向けて、さらなる啓発に努めてまいります。

また、男女共同参画推進計画につきましては、次期計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

次に、情報通信技術を活用した豊かな社会の実現について申し上げます。

情報化推進施策につきましては、平成31年3月に策定します第四次情報化推進計画に基づき事業を実施してまいります。

社会保障・税番号制度につきましては、引き続き他の自治体等との情報連携の安定的な運用に努めるとともに、マイナンバーカードを利用したマイナポータルや子育てワンストップサービスの利活用を推進してまいります。

コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付サービスにつきましては、マイナンバーカードの普及促進と市民の皆様の利便性の向上を図るため、引き続き周知に努めてまいります。

次に、共に支えあう地域社会の確立について申し上げます。

市民の皆様との連携や協働を推進するため、職員の市民協働の推進に関する指針に基づき、職員の協働への理解促進を進めるため、引き続き研修を実施し、取り組みの充実に努めてまいります。

また、東大和市社会福祉協議会が運営します東大和ボランティア・市民活動センターに対しましては、若者からシニア層まで幅広い世代の市民の皆様のを生かした地域づくりの推進が図れるよう、引き続き運営補助を行い、活動を支援してまいります。

次に、地域を越えたパートナーシップの確立について申し上げます。

平和事業につきましては、平和市民のつどいを開催するほか、東村山市と連携して広島市で行われる平和記念式典等への小中学生の派遣を行ってまいります。また、引き続き、平和都市宣言に基づき、恒久平和の実現に向けて、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えてまいります。

広域行政の推進につきましては、引き続き福島県喜多方市と幅広い分野での交流を通じて友好都市関係を深めてまいります。

続きまして、適正な行財政運営の実現について申し上げます。

初めに、効率的でスリムな行財政運営の実現について申し上げます。

厳しい財政状況の中、効果的・効率的な行財政運営を目指し、引き続き、第5次行政改革大綱及び推進計画の各取り組みを実施してまいります。

市の行政運営の根幹となります歳入の確保につきましては、市税等収納率の向上を目的とする納税管理及び徴収補助等を業務委託の実施により徴収業務のさらなる効率化を促進させ、適正かつ的確な事務処理による租税債権の確保に努めてまいります。

計画行政の推進につきましては、平成34年度から計画期間が始まります新たな総合計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

行政評価につきましては、引き続き事務事業評価や施策評価の実践及び研修による精度の向上に努めるとともに、市民や民間の視点を参考とするための市民事業評価会議の実施や行政評価結果の活用等、行政評価制度を推進してまいります。

公共施設のあり方につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総量の縮減や配置の見直しについて検討してまいります。また、市有地等につきましても利活用が図られるよう検討してまいります。

公共施設の維持管理につきましては、必要となる保守点検等に係る義務を包括的に委託することで維持管理の水準の向上と業務の効率化を図り、公共施設の適正な管理を推進してまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、引き続き未婚者の出会いの機会を創出する結婚支援事業を行ってまいります。

市施設等における多言語対応につきましては、本庁舎内案内用リーフレットや市内3カ所にあります総合案内板の多言語化に取り組んでまいります。

その他、平成31年5月に新たな元号への改元が予定されておりますことから、必要な準備を進めてまいります。

次に、市民自治の向上について申し上げます。

行政情報につきましては、適時的確に市民の皆様にお伝えし、その共有を図ることが重要であるため、市報や市の公式ホームページに加え、フェイスブックやツイッターを活用するなど、引き続きさまざまな手段での情報提供に努めてまいります。

続きまして、新年度予算の編成について申し上げます。

平成31年度予算の編成に当たりましては、引き続き、日本一子育てしやすいまちづくりを最も重要な施策として位置づけ、住みよい、元気あるまちづくり、環境にやさしいまちづくり、福祉の行き渡ったまちづくり、地域力・教育力の向上に関する施策を推進していくこととしましたほか、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ることなど、市におけます取り組み姿勢等につきましても予算編成方針における重要事項として定め、作業を進めてまいりました。

新年度予算の概要であります。歳入では、その根幹となる市税につきましては、税制改正等を踏まえて課税客体を的確に把握し、収納率の向上を図る対策に取り組んでまいります。

次に、歳出であります。第四次基本計画で掲げた目標の達成に向けて、実施計画における主要事業等につきまして優先的に予算化を図りました。

市財政に関しましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加とあわせ、公共施設の老朽化対策など多額の財政負担が今後も見込まれますことから、これらの状況に適切に対処するため、積立基金の確保など、第5次行政改革大綱及び推進計画に定める取り組みを推進し、市財政の持続性と健全性の維持に努めてまいります。

以上、平成31年度の市政運営における基本方針と主な施策について申し上げます。

少子高齢化や人口減少が進展し、厳しい財政状況が続く中、将来にわたって活力ある東大和を維持していくためには、長期的な視点に立ち、重要施策を選択し、効果的・効率的な行財政運営を行っていく必要があると考えております。

私は、平成27年度から、日本一子育てしやすいまちづくりを目指して、子供たちや子育て世帯を応援する施策を重点的に推進してまいりました。その結果、民間機関の「共働き世帯にとって子育てしやすい街」に関する調査では、これまで全国の自治体の中でも上位に位置し、また合計特殊出生率については平成29年に都内区市部で第1位になるなど、一定の成果を出すことができたものと考えております。

今後も引き続き、日本一子育てしやすいまちづくりを最も重要な施策として位置づけ、子育て支援や学校教育の充実を一層図ってまいります。

また、市民の皆様が住みなれた地域でいつまでも生き生きと暮らしていけるように、健康寿命延伸に取り組むとともに、シニアの方々が持つ知識や経験を生かして主体的に活動できるような施策の推進が必要であるとと考えております。

人と自然が調和した生活文化都市の実現に向け、市民の皆様にも、この市や地域に愛着を感じ、末永く住んでいただけるよう、そして市外の皆様にも魅力を感じていただき、移り住んでいただけるようなまちを目指してまいります。

市議会並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成31年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

---

#### 日程第4 諸報告

○議長（押本 修君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、1月11日、東京都市長会厚生部会が開催されました。

議事1の平成30年度施策の見直しの取扱いについてであります。東京都から提案のあった認知症支援コーディネーター事業及び東京都民生・児童委員協力員事業の包括補助事業化について、事業の執行に支障が生じないよう必要な補助水準を維持すること等、一定の条件を付した上で、提案のとおり承認することといたしました。

なお、その他の議事については、これを承認いたしました。

次に、1月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都オリンピック・パラリンピック事務局からの情報提供についてであります。ラグビーワールドカップ2019の開催に向け、ラッピングバスの運行等により機運醸成を図ることや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る聖火リレーや大会輸送計画の検討状況について、東京都から説明、報告がありました。

次に、議事2、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する制度の概要についてであります。築年数の古さや世帯主の高齢化等を起因とした管理上の問題が生じる可能性のある物件が急増していることに伴い、生活環境や市街地環境を保全するため、マンション管理組合に対して行政が積極的に関与する制度を設けることについて東京都から説明がありました。

次に、議事3、児童相談体制の検討についてであります。平成30年3月に都内で発生した女児の虐待死事件等を受け、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携のあり方など、東京都と市町村が、東京都全体の児童相談体制を合同で検討する場を設けることについて東京都から説明がありました。

次に、議事4の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。住所地特例施設入居に係る医療給付費の財政負担に関する協議経過など、平成30年11月1日及び平成31年1月10日に開催された広域連合協議会における審議内容について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。



次に、議事6の平成30年度施策の見直しの取扱いについてであります。東京都から提案のあった認知症支援コーディネーター事業及び東京都民生・児童委員協力員事業の包括補助事業化について、東京都市長会厚生部会からの報告を受け、一定の条件を付した上で、提案のとおり承認することといたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、1月25日に東京都市長会議が開催されました。

議事につきましては、1月18日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

以上で市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 押本 修君 登壇〕

○議長（押本 修君） それでは、平成30年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、1月22日に東京都三多摩地区消防運営協議会役員会及び第二部会が東京自治会館で開催されました。

議事1では、平成31年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について説明がございました。これを承認いたしました。

議事2の役員改選では、平成31・32年度当運営協議会第二部会の役員選出に当たりまして、選出基準に基づき、ブロックごとに決定することを確認、了承いたしました。

議事3では、平成31年度通常総会を、平成31年5月30日木曜日の午前11時から東京自治会館で開催することで決定いたしました。

次に、2月8日に平成30年度東京都市議会議員研修会が府中の森芸術劇場で開催されました。

本研修会は、多くの議員の皆様が参加されておりますので、細かな内容につきましては省略させていただきますが、講師に東京大学名誉教授の大森彌氏をお招きして、東京の自治と市議会の役割と題して講演が行われたものであります。

次に、2月19日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事1では、平成30年11月20日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会各委員会の会議結果等について報告が行われました。

議事2では、関東市議会議長会第85回定期総会で審議する都県提出議案について協議がありました。稲城市

のほうから提出のありました衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りの再考についてを提出することに決定いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理をしておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終了いたします。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 押本 修君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（押本 修君） 以上で諸報告を終了いたします。

---

日程第 5 第 1 号議案 平成 31 年度東大和市一般会計予算

日程第 6 第 2 号議案 平成 31 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 第 3 号議案 平成 31 年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第 8 第 4 号議案 平成 31 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 9 第 5 号議案 平成 31 年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第 10 第 6 号議案 平成 31 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（押本 修君） 日程第 5 第 1 号議案 平成31年度東大和市一般会計予算、日程第 6 第 2 号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第 7 第 3 号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計予算、日程第 8 第 4 号議案 平成31年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第 9 第 5 号議案 平成31年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第 10 第 6 号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、以上 6 議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第 1 号議案から第 6 号議案までの 6 議案につきましては、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、20 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第 8 条第 5 項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会理事會を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き會議を開きます。

---

日程第11 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（押本 修君） 日程第11 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、こんにちは。

ただいま議題となりました第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げますのであります。

御報告申し上げます事項は、平成31年度東大和市土地開発公社事業計画並びに予算であります。

初めに、平成31年度東大和市土地開発公社事業計画であります。公共用地の取得事業並びに公共用地の売却事業ともに、予定はございません。

次に、平成31年度東大和市土地開発公社予算についてであります。土地開発公社を運営するための管理費のみの計上となっております。

まず、収入であります。事業外収入は利息収入が3万5,000円あります。こちらは定期預金の利息であります。

続いて、支出であります。管理費は一般管理費が8万5,000円あります。こちらは法人市民税、法人住民税、公社の連絡協議会負担金及び振込手数料であります。

予備費につきましては、1万円あります。

次に、資金計画であります。受入資金額は4,112万9,000円、支払資金額は9万5,000円あります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第1号報告を終了いたします。

---

## 日程第12 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（押本 修君） 日程第12 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第2号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告の内容は、東大和市立芋窪集会所の隣接地において発生いたしました物損事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、平成30年12月28日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものであります。

損害賠償額につきましては3万2400円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成30年10月1日月曜日、未明、台風24号の強風により、芋窪集会所の屋根頂上部分の棟包が剥がれ落ち、その一部が隣接する家屋の壁面に当たり、損傷を与えたものであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から市に過失があることといたしまして示談をしたもので、壁面の修理費として3万2400円を市が支払うものであります。

なお、相手方に支払います損害賠償金は、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補填されております。

事故後におきましては、当該屋根頂上部分の棟包箇所の修繕を行いました。今後、より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

---

### 日程第13 第3号報告 専決処分の報告について

○議長（押本 修君） 日程第13 第3号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。  
報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第3号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告の内容は、市道第9号線の街路樹の倒木により発生いたしました物損事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償金の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、平成31年1月16日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては12万9,600円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりであります。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、平成30年10月1日月曜日、午前3時20分ごろ、東大和市奈良橋6丁目885番地の12において、台風24号の強風により、市道第9号線歩道上の街路樹が倒れ、民地内のフェンスに損傷を与えたものであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から市に過失があることといたしまして示談をしたもので、フェンスの修理費として12万9,600円を市が支払うものであります。

相手方へ支払います損害賠償金は、市が加入する社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額補填されております。

事故後におきましては、再発防止のため、街路樹の点検等を実施いたしました。今後、より一層の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。  
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
以上で、第3号報告を終了いたします。

---

### 日程第14 第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について

○議長（押本 修君） 日程第14 第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命につきまして、

提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会の真如昌美教育長の任期が平成31年3月31日をもちまして満了となることに伴い、後任の教育長を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申しあげました真如昌美氏は、昭和50年に東京都教育委員会に入職した後、小学校教諭、指導主事、小学校長等を歴任しております。また、平成17年4月1日から平成21年3月31日まで東大和市教育委員会学校教育部参事として、さらに平成24年4月1日から現在に至るまで東大和市教育委員会教育長として当市の教育行政の発展のために尽力しております。

このことから、教育行政について豊富な経験と広い見識を有し、かつ人望も厚い真如昌美氏が適任と考え、引き続き東大和市教育委員会教育長として任命いたしたく、ここに御提案申しあげる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 1点だけ質疑させていただきます。

今回の真如教育長の任命は3期目になりますけれども、過去2期の間の功績をどのように評価し、3期目、どのようなことに具体的に期待をされているのかお聞かせください。

○市長（尾崎保夫君） 過去2期の評価ということでございますけれども、特に私は学力の向上ということ、それからあと地域力ということで、その辺のところを最初から私の施策の大きな柱の一つにしてきたわけですが、そういった意味では、学力の向上という意味で、徐々にではありますけれども、その効果は出てきているものと考えてございますし、また学校と、特に特色ある学校ということで、校長先生のリーダーシップ等を促しながら地域と学校が一つになっていくということで、以前からそういう活動も積極的に進めてこられてますし、また御自分自身もいろんなところに出ていって、いろんな研修等を、新しい教育のあり方等含めて研さんをしているということでございます。

また、これから3年間ということですけども、さらに新しく学校教育指導要領等も変わってくるということもありますので、そういうふうなものへの対応、そしてもう一つはやはり地域とともに学校があるんだという、そういう地域の皆さんと学校のあり方、融合というか、大和誕生100年という和合と言ってますけども、そういうふうなものが学校と地域、それから教育委員会、私ども市長部局もそうなんですけど、そういうようなものをうまくまとめて進めていくには適任ではないかなというふうに思い、選任をさせていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
お諮りいたします。  
討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。  
採決いたします。  
第1号同意 東大和市教育委員会教育長の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

---

日程第15 第7号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（押本 修君） 日程第15 第7号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

- 副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。  
今回の改正は、東大和市医師会及び歯科医師会との協議結果を踏まえ、学校医、学校歯科医及び零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬の額を改定するものであります。  
内容につきまして御説明申し上げます。  
別表は、非常勤特別職の職員の報酬額を定めるものでありますが、このうち、学校医及び学校歯科医の報酬額について、月額44,250円を44,270円に、零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額について、月額48,980円を48,930円に改めるものであります。  
附則ではありますが、条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。  
以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

- 議長（押本 修君） 説明が終わりました。  
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。  
本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第7号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第16 第8号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第16 第8号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正内容は、高年齢層の職員の昇給制度の見直しを図るものであります。

高年齢層の給与水準の上昇を抑制するため、55歳を超える職員の昇給の号給数につきまして、国及び東京都に準じて、標準の場合の1号給を昇給なしに改正するものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成31年1月24日に同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第5条第6項の改正は、55歳を超える職員の昇給の号給数を1号給から零に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日平成31年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 何点かお伺いしたいと思います。

55歳から昇給停止ということなんで、昔でいえばタイア間近という年齢でもあるんですけど、今晚婚化の関係なんかもあって、ちょうど時期的に言えば子育て、中学生、高校生をお育てになってる時期の方っていう感じにも見受けられるんですが、そういった方の生活の影響ということでお伺いしますが、一つは影響する人数、これについて伺いたいと思います。それから、影響額についても伺います。

それから、他市では、26市ではどうなってるのかとか、また国、東京都なんかではどういうふうになってる



のかということも教えていただければと思います。

○職員課長（矢吹勇一君） 2点御質疑いただきました。

まずこの改正に伴います影響を受ける人数でございます。

平成31年度における影響人数は23名となります。

それと、影響額についてでございますが、1人当たりの影響額で申しますと、年間で約9,000円の減額になるかと思えます。

続いて、他市の状況と、あと国、都の状況でございますが、国、都に関しましては、既に55歳を超える職員の昇給停止を行っております。

また、都内の他市、26市の状況でございますが、55歳以上での昇給停止としている市が19市でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私、今60歳なんで、こういう条例が出ると大変がっかりするわけですけども、今20代の方も含めて、いずれは55歳を過ぎていくということで、こういう条例だと、もう55歳過ぎたら必要ないのかなと思ってしまったり、大変モチベーションも下がるんじゃないかというふうに思うんですね。年間20万円ぐらいの影響額で、市の職員のモチベーション、士気との関係でいっても、あえて、職員組合と話し合いがついてるといことなので反対はしませんけれども、あえてこうした措置をとる必要があるのかどうか、そこら辺で市長の考えを伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 今回の条例の改正の背景といたしましては、国の人事院勧告あるいは東京都のほうでも既に導入をしていて、高年齢層に属する職員の給与の見直しというのは26市においても同様の傾向でございます。

今モチベーションということで御質問がございましたけれども、さまざまなモチベーションの持ち方というのはあると思いますので、給与に関しましても、標準の勤務成績による場合には、先ほど御提案の中で御説明申し上げましたように、昇給は停止となりますが、上位の位置づけられた勤務成績で評価された場合には、引き続き1から2号級の査定の上昇というのは制度上残ります。

こういうことから、単に給与だけがモチベーションというものでもございませんし、また給与の面でも評価によっては、評価に応じて適切に処遇していくということで、士気の低下というのは招かないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第17 第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第17 第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましても、市民会館の施設及び附属設備等の一層の利用促進を目的に、施設利用における新たな利用制度を設けるとともに、これに対応した利用料金の設定を行うため、条例の一部改正について御提案申し上げます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第1は、施設の利用料金の限度額の規定であります。備考に新たに1項を加え、第9項とするものであります。

新たに加える第9項は、展示等の利用のために、大ホールのホワイエのみ利用できるよう改正を行うもので、これによる場合の利用料金限度額を、その利用区分に係る利用料金の額の100分の15に相当する額と定めるものであります。

附則であります。条例の施行日を平成31年7月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） 幾つか伺います。

市内に展示スペースが欲しいという声は聞いておまして、ほかにも市内に郷土博物館や図書館なども展示ができると思うんですが、このほかにも展示ができる市の施設があれば、それも含めて貸し出しの条件、期間や料金について教えていただきたいと思っております。

次に、ホワイエのみを貸し出せる、利用できるというのは市民の皆さんの御要望に応えるものだと思うんですが、実際にどのくらい貸し出せるのかということを伺います。

大ホールを貸し出していけばホワイエは貸し出せないというふうに思うんですけども、平日は大体借りら

れるというふうに考えていいのか、また大ホールとの予約との関係で、何カ月前からこのホワイエのみの予約ができるのか伺います。

次に、料金について伺います。

全体としてはいいことだと受けとめているんですが、料金がもう少し安く抑えられないかというふうに思います。1日借りると平日で1万3,200円、これを5日間借りると6万6,000円にもなってしまうというふうに思います。せっかくいいことでも、使いやすいかどうかということで、利用料の設定というのは大変重要なことだと思いますので、市の他のほかの展示スペースとの料金との関係も含めて、厚生文教委員会の中で慎重に取り扱われるべきだとも考えています。

例えば5日間借りたとしても、展示時間が午後5時までなら、午前・午後の貸し出しとして8,550円にするなどの対応が考えられるのかどうか。また、他市の事例で一番高い料金設定が幾らで、一番安い設定は幾らなのか伺います。

また、展示のためにパネルなどを使うこともあると思うんですけども、こういう機材を使用料の中に含めるという対応ができるのかどうか伺います。

以上、お願いいたします。

○地域振興課長（大法 努君） 大きく4つ御質疑をちょうだいいたしました。

1つ目の市の施設における展示スペースの貸し出し条件、期間、利用料金についてでございますが、展示スペースを備えている施設といたしましては、御指摘のございました郷土博物館企画室あるいは図書館の2階の展示コーナーがございます。

郷土博物館の企画室におきましては、館主催の展示期間外に、市内を中心に活動し芸術文化活動を行う団体に貸し出しを行っているとのことでございます。貸し出し日数についてはおおむね6日間であり、無料とのことでございます。

図書館におきましても、年に2回から3回募集を行っており、貸し出し期間は連続でおおむね1週間で無料となっているということでございます。

2つ目の御質疑、貸し出し期間、予約できる期間についてでございますが、貸し出しの連続利用期間につきましては、ホール同様6日間といたします。平日の利用状況の現状といたしましては、大ホール全面の利用は少なく、客室は使用せず、練習等のため大ホールの舞台のみの利用をされる団体が見受けられます。こうした場合は動線が重ならないため、ホワイエ単独利用との併用は支障がないため、利用いただく機会といたしましては平日の利用が中心になるものと認識をしております。

ホワイエの予約につきましては、大ホール全体の利用を優先した貸し出しがまずは中心になります。そうしたことから、利用日の属する月の3カ月前の月の初日から利用日の3日前まで受け付けることといたします。

3つ目の御質疑でございます。

料金設定について、他市の事例等についてでございます。

大ホールのホワイエ単独貸しという形態が余りないもので、料金設定に当たりましては、近隣施設にございます展示室の利用料金も調査をいたしました。

面積がそれぞれ異なるため、平米単価での比較などをいたしますと、当市のホワイエの平日全日、午前9時から午後10時までの全日利用の場合、平米単価は21.3円となります。お隣のルネこだいらの展示室は、同じ条件でありますと平米単価は154.9円になります。また、立川のR I S U R Uホールの展示室につきましては、

同じ全日利用の場合、平米単価は32.9円となっており、施設によりまして差はございます。

余り安価であり過ぎて、ホールそのものの利用予約に対して阻害要因になりかねないため、適切な条件設定であると認識はしておりますが、あくまで上限の設定でございますので、実際の運用状況を鑑みて、指定管理者におきまして料金設定に関してさまざまな検討を加えることも想定されております。

4つ目の御質疑でございます。

ホワイエの展示機材についてでございますが、附帯設備につきましては、他の施設の利用時と同様、有料となります。現在のところ、無料にするとか、そういうことは想定はしてございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

例えば午前・午後の貸し出しで8,550円にするなどの対応は考えられるのでしょうかという疑問があったんですけども、それについてもお願いいたします。

○地域振興課長（大法 努君） 現在のところの料金設定におきましては、平日の全日利用におきましては、市民の皆様の場合、1万3,200円というふうになってございます。

御指摘のございました金額とは差はございますが、先ほど御紹介をさせていただきましたが、これはあくまで上限額の設定ということでございますので、そこは実際の運用状況を鑑みて、指定管理者におきましてさまざまな検討、料金の変更などさまざまな変更を加える余地もあるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 1点伺います。

このハミングホールのホワイエの利用貸し出しについて、私ももう数年前に一般質問等で文化協会等の御要望も踏まえて取り上げさせていただいたことがございました。

この間、なかなか進まなかったんですけども、ここに来てこのような形で御提案いただけるということでございますが、この間、この提案に至る背景として、文化協会と市内の団体等の御要望が強かったということなのか、それともまた指定管理者等の主体的な利用率等の向上の観点からの今回の御提案に至ったのか、今回提案に至った背景、また考え方等について伺いたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 今回ホワイエを展示に貸し出すという背景でございますが、もちろん文化協会等からの御要望もございました。また、ことしの4月から新たな指定管理者となりますことから、その指定管理者からも提案があったと。この2つの側面から今回の実施をさせていただきたいと思ひまして提案させていただきました。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 1点伺います。

今お話ありました文化祭等でホワイエ等に展示をするというようなこと、これまでもあったと思いますけれども、こうした取り扱いについて、これまでどのように、料金も含めて取り扱われていたのか、この改正によってそうした取り扱いが不利益を受けるような、変更になるようなことはないのかどうか、1点確認させていただきます。

○地域振興課長（大法 努君） 現在は東大和市文化協会が指定管理者との共催事業として、文化協会の祭典を開催する際に利用していただいておりますが、引き続き共催事業ということになりますと、指定管理者の負担による施設の提供になりますので、団体の利用負担は伴いません。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案につきまして、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第18 第10号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第19 第11号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

日程第20 第12号議案 東大和市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第21 第13号議案 東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第22 第14号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第18 第10号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例、日程第19 第11号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例、日程第20 第12号議案 東大和市児童育成手当条例の一部を改正する条例、日程第21 第13号議案 東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例、日程第22 第14号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例、以上5議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第10号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例、第11号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例、第12号

議案 東大和市児童育成手当条例の一部を改正する条例、第13号議案 東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例及び第14号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の各条例の主な改正内容は、所得税法の一部改正により、それぞれの条例で引用しております従来の、控除対象配偶者の定義が、同一生計配偶者に改められたことに伴い、各支給要件に影響が生じないよう所要の規定整備を行うものであります。

具体的には、各条例で規定される手当及び助成の支給要件の一つである所得の判定に用いる、所得税法に規定する、控除対象配偶者を、同一生計配偶者に改めるものであります。

また、第12号議案、第13号議案及び第14号議案の3条例におきましては、この改正にあわせて所要の文言整理を行うものであります。

各条例の附則であります。いずれも附則第1項において、施行日を公布の日と定め、附則第2項において、各条例における改正後の規定の適用について定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第10号議案から第14号議案の5議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第10号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第11号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第12号議案 東大和市児童育成手当条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第13号議案 東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第14号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第23 第15号議案 東大和市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

日程第24 第16号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例

日程第25 第17号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第23 第15号議案 東大和市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例、日程第24 第16号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例、日程第25 第17号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第15号議案 東大和市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例、第16号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例及び第17号議案 東大和市市民農園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の各条例の改正は、立野一丁目土地区画整理事業によりまして換地処分が行われることに伴い、当該施行地区内に設置されている施設等の地番を変更する必要がありますことから、関連する3つの条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、第15号議案 東大和市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例であります。

第2条の表中、東大和市立野1丁目1034番地の2を東大和市立野1丁目16番地の1に改めるものであります。

次に、第16号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例であります。

第2条の表中、東京都東大和市立野1丁目1034番地の2を東京都東大和市立野1丁目16番地の1に改めるものであります。

次に、第17号議案 東大和市民農園条例の一部を改正する条例であります。

別表第1の、東大和ファーマーズセンターの項中、東大和市立野1丁目961番地を東大和市立野1丁目9番地の2に改めるものであります。

なお、各条例の施行日につきましては、いずれも附則において、土地区画整理法第103条第4項の規定による立野一丁目土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日と定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第15号議案から第17号議案の3議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第16号議案 東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決すること



に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第17号議案 東大和市民農園条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第26 第18号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第26 第18号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第18号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、学童保育所第一クラブの第二育成室整備に伴う基準定員の増員にあわせて、本条例で規定する全ての学童保育所クラブの基準定員について、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、規則で定めることとするため、条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条の改正は、現行、条例別表で定めている学童保育所の基準定員について、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、規則で定めることに改めるものであります。

このことにより、学童保育所の基準定員と東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例との関連性が明確化されるものであります。

第5条、第10条及び第11条の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

附則であります。条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第18号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第27 第19号議案 東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第27 第19号議案 東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第19号議案 東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成34年度を初年度とする（仮称）東大和市新総合計画の策定に当たり、より幅広い年齢層から成る市民の皆様の御意見やさまざまな分野における学識経験者の知見等を活用した調査審議を行うため、総合計画審議会委員の構成を改正するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、組織の規定であります。委員15名を15人に改めるものであります。これは、本条例における人数の表記につきまして、全て、名から人に改めるものであります。

第4条第1項は、委員の構成の規定であります。現行4つの号で構成されております委員の内訳につきまして、第1号の学識経験者を6名から8人に改め、第2号の、市議会議員4名以内を削り、第3号の公募による市民を3名から7人に改め、第4号の市の職員2名以内を削るものであります。

この改正によりまして、委員の総数は15人以内としつつ、委員構成につきましては、学識経験者8人以内及び公募による市民7人以内の2区分となるものであります。

附則であります。この条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 審議会については、私は市長の諮問機関であるということの位置づけだと思いますので、基本的には議員が入るべきではないというふうに考えてます。

今回のこの改正には賛成するところなんですけれども、今後ほかの審議会でも議員枠をなくしていくという方向で進めていくのか、その考えをお伺いします。

それから、もう一点、女性の審議委員の割合をふやすことも考慮してほしいと思いますけど、そのあたりのお考えがあるのか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） まず1点目の御質問でございますが、他の附属機関の考え方でございます。

市におきましては、その他にも附属機関、たくさんございますけれども、その市議会議員の皆様を委員にするということにつきましては、例えば法律のほうで規定がされている場合ですとか、さまざまその附属機関ごとの性質、経過というところがございますので、そのあたりの性格等踏まえましての判断になるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○企画財政部長（田代雄己君） 女性の審議会委員をふやすということでございますけれども、男女共同参画の中でも取り組み方針もありますので、その辺のことも踏まえまして選出をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今回の改正条例ですけれども、市の政策の大もとである総合計画の決定過程により多くの公募市民が参加するということは賛成できると思います。

ただ、選挙で選ばれた市民の代表でもある市議会議員を除外するというのは、私は賛成できないわけです。

とりわけ、この審議会は、市の10年、20年を見越した総合計画を立案する場です。なぜ市議会議員をここから除外するというお考えなのか伺います。

それから、2つ目として、総合計画のうち、基本構想は市議会の議決を要するものですが、基本計画については市議会の議決を要しません。基本計画の策定については、そういう点では議会は正式の決定過程から全く除外されることになるのではないかと。この議案についてこれを認めるということになれば、例えば東大和市議会の議決すべき事件を定める条例を改正して、基本計画についても市議会の議決案件にすること、また審議会と並行して、全常任委員会で所管事務調査として取り扱うというような対応も必要となるのではないかと。というふうに考えるわけです。

そういう点では、この条例は委員会に付託して十分審査する必要があるのではないかと考えるわけですが、市としては、議会側と十分な調整を行った後にこの条例を提出するという考えはなかったのか。この点については市長にぜひ伺いたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 1点目の御質問でございます。

まず、審議会の委員といたしまして市議会議員の皆様を委員から外させていただくという理由でございます。

まず、総合計画審議会というような附属機関につきましては、執行機関の諮問機能的な性格を持つものがあります。また、執行機関に附属するものである以上、その機能といたしましては、執行機関の執行機能の一環を成すものというふうに考えるところでございます。

そのため、議決機関と執行機関の分立というような趣旨から、附属機関には委員に市議会議員を置くことにつきましては適当でないというような考え方もあるところでございます。

なお、参考でございますけれども、平成30年、昨年12月時点で当市におきまして26市の状況のほうを確認をとったところでございますが、26市中、市議会議員の委員がいる総合計画審議会につきましては当市含めて3市という状況があるところでございます。

また、この新総合計画の策定に当たりましては、先ほども御説明しました市民の皆様、そしてさまざまな分野で見識を持たれている方々、そういった方々から多くの意見をちょうだいしたいというふうにご考えてございますが、このような理由から総合計画審議会の委員の構成を図るところでございます。

また、その中で市議会議員の皆様におかれましては、基本構想の部分につきましては引き続き市議会の議決が必要になることにつきましては、議案として御説明させていただき、御審議いただきたいというふうにご考えてございます。

また、その策定作業の中で、節目、節目でしっかりと情報提供、そして御説明のほうをしていきたいというふうにご考えているところでございます。

そして、2点目の御質問でございますが、基本構想の議決につきましては引き続き残るという点、また基本計画の部分についての審議というところでございます。

こちらにつきましては、自治法の改正が平成23年に行われたところで、そこで基本構想の策定義務、そして議決義務というところがなくなったと。いわゆる市町村の判断に委ねられたという経過がございます。

この後、当市におきましては、基本構想の部分につきましては、東大和市議会の議決すべき事件で定める条例に基づきまして、ここにしっかりと基本構想の部分は議決を要するというのをうたわれまして、引き続き御審議いただくことになってございまして、こちらについては今後も変更なく、そのような審議が必要になるというところでございますが、基本計画の部分につきましては、この法改正前後につきましては取り扱いといたしましては変更がないところでございます。

こういったところから、しっかりと基本計画の部分につきましても情報提供、御説明を市のほうからさせていただき、御意見等をちょうだいしてまいりたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○企画財政部長（田代雄己君） 議会の議員の皆様をここから除外する、削るという改正のお願いに対しましての御説明の関係でございます。

背景としましては、先ほど課長が申し上げましたように、執行機関と議決機関の関係ということで、一つの課題として示されておりました。また、他市状況もございましたので、そういうこともございまして、提案の形としましては本日このような形で提案させていただいているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の御説明で、前は4名いたわけで、それは市としてそれは必要だと考えて4名、市議会議員から審議会へ参加をするということがとられていたわけです。それが市の側で考え方を変えたということが今明らかになったわけです。

そうであれば、やはりこれはこういう条例という形でいきなり出すのではなくて、やはり市議会議員にもその考え方を事前にきちんと説明をして、理解を得る、話し合うという経過が当然必要だったのではないかとこのことを言ってるわけですが、この点について再度認識を伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 繰り返しになりますけれども、その議決機関と執行機関の関係、それが一つの課題でございます。そういう形で、他市でもその辺の、市議会議員の皆様、条例改正しまして、多くの市民の

皆様の意見を聞いてるということでございます。

私どもも、この策定の過程では市議会議員の皆様にも適宜御説明をさせていただくということで、その中で御意見やお考えなども伺いする機会を設けてまいりたいと思っております。

ですので、審議会上はこういう改正をさせていただきますけれども、その後の対応につきましては、これまでどおり適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、尾崎市長から発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○市長（尾崎保夫君） お時間を賜りましてありがとうございます。

先ほど私が施政方針に対する所信を申し述べた際に、平成31年度に取り組む主な施策についての、暮らしと産業が調和した活力あるまちづくりの中での商業の振興についてにおいて、活気ある商店街づくり事業と連動した取り組みによるところを連携した取り組みと申し上げてしまいましたので、連携を連動に訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（押本 修君） それでは、休憩前に引き続き、第19号議案の審議を行います。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案について、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 第19号議案 東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

質疑でも述べましたけれども、総合計画は市の政策の大もとである10年、20年を見越したものです。その決定過程に、より多くの公募市民が参加するということは当然であり、賛成するものですが、選挙で選

ばれた市民の代表である市議会議員を除外することには賛成できません。

執行機関と議決機関というお話がありますが、審議会という方法自体が、執行機関の内部だけではなくて、広く市民や有識者の声を反映させて諮問、意見を聞いて政策等を決定していくという過程ですので、そこに市議会議員が参加していけないという理由にはならないというふうに考えています。

また、こうした総合計画、基本構想、基本計画の策定という重要な問題で市議会議員を除外するということに当たっては、あらかじめ市として議会との意見を調整するなど慎重な対応も必要だったというふうに考えています。

以上です。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。

第19号議案 東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論します。

執行部の審議会は、市長の諮問機関という位置づけであることから、議員の出席はとりやめるべきです。

全国市議会議長会の調査でも、法令で定められている審議会を除き、参画しない傾向にあると報告されています。

今回の条例改正で議員の枠をなくし、市民枠をふやして、市民参画を進めることに賛成します。

また、今後他の審議会においても同様に議員の参画を見直していくことを求めます。

あわせて、当市の審議会委員の女性の割合が昨年7月の時点で24.8%と低い割合になってます。男女平等参画の視点から、女性委員をふやすよう重ねて要望し、賛成討論といたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長(押本 修君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第19号議案 東大和市総合計画審議会条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(押本 修君) 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第28 第20号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例

○議長(押本 修君) 日程第28 第20号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、立野一丁目土地区画整理事業における換地処分に伴い発生いたします清算金の徴収または交付を行うに当たり、分割徴収または分割交付する場合に当該清算金に付すべき利子の利率を定めるため、条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第25条は、清算金の分割徴収または分割交付の規定であります。同条第1項の次に新たに1項を加えるため、第2項から第8項までの項の繰り下げを行うとともに、引用条項の整理をそれぞれ行うものであります。

新たに加える1項は、土地区画整理法施行令に基づき、清算金の分割徴収または分割交付をする場合において当該清算金に付すべき利率について定めるものであります。

土地区画整理法施行令の規定により、清算金を分割交付する場合の利子の利率は、年6%と定められておりますが、分割徴収する場合の利子の利率は、年6%以内で施行規程で定める率とされていることから、本条例において利率を定めるものであります。

利率を定めるに当たっては、清算金は、公共事業によって本人の意思にかかわらず発生する負担であることから、分割徴収する場合は一般の金利より低金利とする必要があります。

このことから、分割徴収する場合の利子の利率は、換地処分の公告の日の翌日における財政融資資金の貸付利率のうち、償還期間が5年以内で、据置期間はなく、償還方法は元金均等半年賦償還である貸付金に適用する利率とするものであります。ちなみに、2月1日における貸付利率は0.01%となっております。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（中野志乃夫君） 1点だけちょっと伺いたいですけども、立野のこの土地区画整理事業はほとんどもう終了してるような感じも受けますけども、あとのどのぐらいかかる見込みなのかを教えてください。

○区画整理課長（水村隆市君） 終了の見込みでございますが、現在東京都の都知事が行われる換地処分の公告を待っております。今現在の市のほうからの希望では、3月1日ということで調整を進めております。

以上でございます。

清算につきましては、この公告後に行われるということになります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） じゃ伺います。

この徴収、交付による影響額と、それから影響する世帯数というのか、人数というのかわからないですけど、対象がわかれば教えてください。

あと、1件当たり大体どれぐらいの負担や交付になるのかということもわかれば教えていただきたいと思っております。

○区画整理課長（水村隆市君） 清算金の分割徴収が可能な権利者の人数でございますが、87人でございます。

分割徴収可能な総金額は1,714万9,970円でございます。

金額につきましては、清算金が分割徴収の方につきましては1万円以上の方が対象になりますが、1万円から一番多い方で500万程度の方がいらっしゃいます。平均的なものは数字的にはあわせません。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第20号議案 立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第29 第21号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第29 第21号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成31年10月1日から10%の新消費税率が施行されることに伴い、下水道使用料に新消費税率を適用する場合の特例を設けるため、御提案申し上げるものであります。

下水道使用料は、月額で定められたものを隔月で徴収しておりますが、奇数月で徴収される者と偶数月で徴収される者がおります。加えて、平成31年10月から新規に使用する者も想定されるため、新消費税率を法律の規定に基づいて適用した場合、各使用者の適用時期にずれが生じることになります。また、あわせて徴収している水道料金の取り扱いとの整合も考慮して、一律に12月分の下水道使用料から新消費税率を適用するよう、



所要の読み替え規定を設けるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の付則第2項では、平成26年4月1日からの8%の消費税率の施行に伴う使用料に関する特例について定めておりますが、この付則第2項の見出しを、新たに追加する付則第3項との共通見出しとするものであります。

付則第3項の内容は、平成31年10月分及び11月分として算定する使用料について、第19条の文言を読み替えることで、適用する消費税の税率を旧税率とするものであります。

最後に、附則であります。この条例の施行日を平成31年10月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第21号議案 東大和市下水道条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第30 第22号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第30 第22号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第22号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成31年10月に消費税率が10%に引き上げられることに伴い、消費税を財源とした公費の投入により低所得者の介護保険料の負担軽減を行うため、本条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は保険料率の規定で、第2項に規定する、第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課の金額を28,800円から24,000円に改めるものであります。

次に、第3条に第3項及び第4項を加えるものであります。

第3項は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課の規定で、先ほど改正した第2項を準用するとともに、同項に規定する24,000円を38,400円に読み替えるものであります。

第4項は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課の規定で、第3項と同様に第2項を準用し、同項に規定する24,000円を44,400円に読み替えるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日の規定で、基準政令の施行日に合わせるため、規則で定める日を施行日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正後の第3条の規定は、平成31年度分の保険料率から適用し、平成30年度以前の保険料率については、なお従前の例による、とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第22号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第31 第23号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第31 第23号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第23号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成31年度における国民健康保険事業費納付金額が東京都から示され、解消すべき赤字補填の繰入額が確定したことに伴い、財政健全化計画に基づき、平成31年度において必要となる国民健康保険税の税率等を定めるため、条例の一部改正について御提案申し上げます。

なお、東大和市国民健康保険運営協議会から税率等の改定に係る答申を本年2月8日に受けたことを踏まえ、税率等について改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定であります。第1項の基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、100分の5.95から100分の6.32に改めるものであります。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定であります。基礎課税額の被保険者均等割額につきまして、28,000円から29,700円に改めるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定であります。基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、100分の1.78から100分の1.91に改めるものであります。

第8条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の規定であります。被保険者均等割額を8,500円から9,200円に改めるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者の所得割額の規定であります。基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を100分の1.90から100分の1.93に改めるものであります。

第10条は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の規定であります。被保険者均等割額を、10,600円から10,800円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。第1号から第3号までに規定する、減ずる額について、第5条、第8条及び第10条で規定している被保険者均等割額の改正に伴い、7割相当額、5割相当額及び2割相当額の改正を行うものであります。

最後に、附則であります。附則第1項は、条例の施行日を平成31年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

### 日程第32 第24号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（押本 修君） 日程第32 第24号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第24号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、民間保育園等におけます乳幼児等の午睡時の安全対策強化事業や昨年の台風24号により被災した農業者への経営体育成支援事業などの歳入歳出予算の計上が必要となったこと。また、年度末に向けて、各事業の予算の執行状況等を精査いたしましたところ、認定こども園事業費や生活保護援護事業費などについて歳入歳出予算の補正が必要となったこと。その他、市民会館及び在宅サービスセンターの指定管理委託に係る債務負担行為の追加等が必要となりますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,181万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億9,876万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものであります。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第2款の地方譲与税は1,279万7,000円の減額で、自動車重量譲与税の減額であります。

第3款から第5款までにつきましては、都税関係の交付金で、東京都からの決算見込み通知に基づき補正する内容であります。第3款の利子割交付金は1,349万7,000円の増額、第4款の配当割交付金は1,793万円の

増額、第5款の株式等譲渡所得割交付金は5,800万9,000円の増額であります。

第9款の地方交付税は1,790万8,000円の減額で、普通交付税の増額と、特別交付税の減額によるものであります。

第13款の国庫支出金は3,003万5,000円の増額で、認定こども園等施設型給付費負担金及び生活保護費負担金の増額等であります。

第14款の都支出金は2,717万9,000円の増額で、保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金及び被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の増額等であります。

第17款の繰入金は5,551万6,000円の減額で、財政調整基金とりくずしの減額であります。

第19款の諸収入は138万1,000円の増額で、都営バス公共負担清算金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は141万8,000円の増額で、奈良橋市民センター管理費等の増額であります。

第3款の民生費は5,989万4,000円の増額で、認定こども園事業費及び生活保護援護事業費等の増額であります。

第4款の衛生費は284万8,000円の増額で、休日急患診療所運営費等の増額であります。

第6款の農林業費は239万8,000円の増額で、農業振興対策事業費の増額であります。

第8款の土木費は697万6,000円の減額で、下水道事業特別会計繰出金の減額であります。

第10款の教育費は222万8,000円の増額で、体育施設運営費等の増額であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表繰越明許費であります。

繰越事業は、第6款農林業費、第1項農業費におけます被災農業者向け経営体育成支援事業補助で、金額は239万8,000円であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表債務負担行為補正で、1の追加であります。

追加する事項の1つ目は、市民会館指定管理委託で、期間を平成30年度から平成35年度までとし、限度額は4億9,911万円であります。

2つ目の事項は、在宅サービスセンター指定管理委託で、期間を平成30年度から平成35年度までとし、限度額は3,000万円であります。

いずれの事項も、平成31年4月からの指定管理委託の履行に向けまして、ここで債務負担行為として設定するものであります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（田代雄己君） これより、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

2款地方譲与税、2項1目1節自動車重量譲与税は1,279万7,000円の減額で、東京都からの決算見込み通知

によるものであります。

9ページをお開きください。

3款1項1目1節利子割交付金は1,349万7,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知によるものであります。

11ページをお開きください。

4款1項1目1節配当割交付金は1,793万円の増額で、東京都からの決算見込み通知によるものであります。

13ページをお開きください。

5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金は5,800万9,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知によるものであります。

15ページをお開きください。

9款1項1目1節地方交付税は1,790万8,000円の減額であります。

普通交付税につきましては1,209万2,000円の増額であります。国の補正予算に伴いまして減額調整されていた金額が復活交付される見込みとなったことによるものであります。

特別交付税は3,000万円の減額であります。交付実績等を勘案して減額するものであります。

17ページをお開きください。

13款国庫支出金は3,003万5,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は3,055万9,000円の増額であります。

2節児童福祉費負担金は1,563万6,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴います認定こども園等施設型給付費負担金の増額であります。

3節生活保護費負担金は1,492万3,000円の増額であります。医療扶助の見込み増等に伴うものであります。

2項国庫補助金は52万4,000円の減額であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は334万6,000円の減額であります。

保育対策総合支援事業費補助金は356万円の減額であります。主に保育従事職員資格取得支援事業について、都補助金であります現任保育従事職員資格取得支援事業費補助金との歳入予算の組み替えによる減額であります。

保育所等整備交付金は21万4,000円の増額であります。民間保育園の施設整備としまして、明德保育園旧園舎の解体費に係る基準単価の改定に伴うものであります。

7目教育費国庫補助金は282万2,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は106万6,000円の増額であります。第五小学校のプールブロック塀の改修に係るブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の計上であります。

3節中学校費補助金は175万6,000円の増額であります。第一中学校及び第二中学校のブロック塀の改修に係るブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の計上であります。

19ページをお開きください。

14款都支出金は2,717万9,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金は1,196万9,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は259万9,000円の増額であります。保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）の増額であります。

2節児童福祉費負担金は937万円の増額であります、基準単価の改定等に伴う認定こども園等施設型給付費負担金の増額であります。

2項都補助金は1,435万1,000円の増額であります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は1,064万2,000円の増額であります。

子供・子育て支援交付金は491万4,000円の減額であります、都型学童クラブ事業補助金との歳入予算の組み替えによる減額であります。

保育課の保育補助者雇上強化事業費補助金は3,876万2,000円の計上ではありますが、主に保育対策総合支援事業費補助金との歳入予算の組み替えによるもので、保育補助者の雇用等の経費に係るものであります。

保育人材確保支援事業補助金は4万7,000円の計上ではありますが、保育士等の人材確保の経費に係るものであります。

保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金は651万円の計上ではありますが、乳幼児の午睡時の安全対策強化事業としてベビーセンサー等の導入経費に係るものであります。

待機児童解消区市町村支援事業補助金は8万2,000円の増額であります、民間保育園の施設整備としまして、明德保育園旧園舎の解体費に係る基準単価の改定に伴うものであります。

現任保育従事職員資格取得支援事業補助金は405万円の増額であります、主に国庫補助金であります保育対策総合支援事業費補助金との歳入予算の組み替えによる増額であります。

保育対策総合支援事業費補助金は3,880万9,000円の減額であります、主に保育補助者雇上強化事業費補助金との歳入予算の組み替えによる減額であります。

青少年課の都型学童クラブ事業補助金は491万4,000円の計上ではありますが、民間の学童保育所の運営経費に対するもので、子供・子育て支援交付金との歳入予算の組み替えによる計上であります。

4目農林業費都補助金、1節農業費補助金は179万8,000円の増額であります、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の計上であります。

8目教育費都補助金は191万1,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は93万3,000円の増額であります、第五小学校のプールブロック塀の改修に係る公立学校施設ブロック塀等安全対策支援事業補助金の計上であります。

3節中学校費補助金は97万8,000円の増額であります、第一中学校及び第二中学校のブロック塀の改修に係る公立学校施設ブロック塀等安全対策支援事業補助金の計上であります。

3項委託金、3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金は85万9,000円の増額であります、風しん抗体検査事業委託金の増額であります。

21ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は5,551万6,000円の減額であります。

一般会計補正予算（第4号）の財源調整として、財政調整基金のとりくずしを減額するものであります。

23ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は138万1,000円の増額であります、平成29年度の公共負担額が確定したことに伴う都営バス公共負担清算金の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は6,181万円の増額で、補正後の予算額は323億9,876万8,000円となるものであります。

25ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、13目市民センター費は141万8,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は8万8,000円の増額であります。空調機器に係る施設修繕料の増額であります。

5の上北台市民センター管理費は63万2,000円の増額であります。ガス検知器等に係る施設修繕料の増額であります。

8の桜が丘市民センター管理費は15万4,000円の増額であります。和室等の畳がえに係る施設修繕料の増額であります。

13の清原市民センター管理費は54万4,000円の増額であります。自動ドア等に係る施設修繕料の増額であります。

27ページをお開きください。

3款民生費は5,989万4,000円の増額であります。

1項社会福祉費は262万2,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は240万4,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は87万5,000円の増額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は152万9,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

2目社会福祉施設費、2の老人集会所管理費は6万4,000円の増額であります。外壁に係る施設修繕料の増額であります。

4目障害者福祉費、7の在宅障害者支援事業費は15万4,000円の増額であります。対象者の見込み増等に伴います心身障害者（児）おむつ支給事業委託料の増額であります。

2項児童福祉費は3,737万4,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費、2の児童福祉管理事務費は26万9,000円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

29ページをお開きください。

2目児童措置費は3,710万5,000円の増額であります。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は500万円の増額であります。ベビーセンサーの導入など、市内の民間保育園5園に対する児童の安全対策強化事業補助金の計上であります。

5の認証保育所補助事業費は100万円の増額であります。ベビーセンサーの導入など、市内の認証保育所1園に対する児童の安全対策強化事業補助金の計上であります。

6の認定こども園事業費は2,976万6,000円の増額であります。国の基準単価の改定等に伴います施設型給付費補助金の増額、対象事業の見込み増に伴います保育サービス推進事業補助金の増額であります。

7の小規模保育事業費は100万円の増額であります。ベビーセンサーの導入など、市内の小規模保育所1園に対する児童の安全対策強化事業補助金の計上であります。

31ページをお開きください。

11の民間保育園施設整備補助事業費は33万9,000円の増額であります。民間保育園の施設整備としまして、明德保育園旧園舎の解体費に係る基準単価の改定に伴います施設整備補助金の増額であります。



3項生活保護費、2目扶助費、2の生活保護援護事業費は1,989万8,000円の増額であります、医療扶助の見込み増等に伴う生活保護費の増額であります。

33ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は284万8,000円の増額であります。

2目予防費、1の予防事業費は86万円の増額であります、検査受診者の見込み増に伴います風しん抗体検査委託料等の増額であります。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は198万8,000円の増額であります、休日急患診療におけます医薬材料費の増額等であります。

35ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、3目農業振興費、1の農業振興対策事業費は239万8,000円の増額で、昨年の台風24号により被災したパイプハウスの再建等に係る被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の計上であります。

37ページをお開きください。

8款土木費、3項都市計画費、2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は697万6,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

39ページをお開きください。

10款教育費は222万8,000円の増額であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、8の文化財保護・保存事業費は17万7,000円の増額であります、里正日誌編集員に対する報償費の増額であります。

5項保健体育費、2目体育施設費、1の体育施設運営費は205万1,000円の増額であります、市民体育館の指定管理者に対します施設及び設備の維持管理費等に係る補償費の計上であります。これは、市民体育館の天井ワイヤー設置工事の期間、第一体育室の利用を休止したことなどに係る指定管理者への補償であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は6,181万円の増額で、補正後の予算額は323億9,876万8,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） 2点お尋ねします。

まず20ページの都補助金の保育所における児童の安全対策強化事業費ですけれども、このベビーセンサー、これまでも市内の保育園で導入がされていたと思うんですけれども、今回これで、30ページの最初のほうで民間保育園5園とか認証1園とか、それぞれ園の説明もあったんですけれども、これで今回市内の全ての保育施設に導入されるということになるのか確認をさせてください。

同じく20ページの都補助金のところで、都型学童クラブ事業補助金、これはこの少し上にある子供・子育て支援交付金の組み替えということなんですけれども、この組み替えによって何か使える施策に変更とかがあるのか、今までと全く同じように使えるのかということ念のため確認させてください。お願いします。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書、歳入20ページ、歳出のほうは30ページになりますが、ベビーセンサーの関係でございます。

こちらにつきましては、平成29年度、対象施設は22施設ございますが、そのうち6施設が実施済みということで、今回補正で上げさせていただいたのはトータルで7施設を実施するというので、22施設のうち、足して13施設がここで整備が終わるということでございます。

以上でございます。

○青少年課長（新海隆弘君） 補正予算書20ページ、都型学童クラブ事業補助金についてでございますが、今回の組み替えによって使える施策等に変更はございません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

20ページのベビーセンサーのところですけれども、そうすると、まだ残っている施設があるということなんで、今後も補助金が見込まれて、いずれは市内の保育施設全てに導入されるという見込みがあるのかどうか確認させてください。

○保育課長（関田孝志君） 残りの施設については、今のところ、単年度要綱で国も東京都も行っております。来年度あるかどうかというのはまだ見通しがついていないところではございますが、市とすれば、備えつけがないところについては順次入れてほしいということのお願いはしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第24号議案 平成30年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第33 第25号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第33 第25号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第25号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、職員人件費及び国民健康保険税の還付金等につきまして、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,106万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は87万5,000円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金及びその他繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は29万円の増額で、一般職給料等の補正につきまして総務管理費を増額するものであります。

第7款の諸支出金は58万5,000円の増額で、国民健康保険税還付金等の補正につきまして、償還金及び還付加算金を増額するものであります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第25号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第34 第26号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第34 第26号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託料及び公共下水道管渠布設工事費等の減額と、このことに伴う国庫補助金及び市債等の減額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,617万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,126万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は1,009万8,000円の減額で、対象経費の減額に伴う国庫補助金の減額であります。

第4款の都支出金は50万5,000円の減額で、対象経費の減額に伴う都補助金の減額であります。

第6款の繰入金金は697万6,000円の減額で、今回の補正予算の調整財源として、一般会計繰入金を減額するものであります。

第9款の市債は4,860万円の減額で、起債対象事業費の減額に伴う公共下水道建設事業債及び公営企業会計適用債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は2,763万6,000円の減額で、地方公営企業法適用業務委託料等の減額による総務管理費の減額と、下水道使用料徴収事務委託料の減額による維持管理費の減額であります。

第2款の事業費は3,854万3,000円の減額で、公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託料及び

公共下水道管渠布設工事費等に係る建設事業費の減額であります。

次に、4ページの第2表地方債補正であります。

1の変更であります。公共下水道建設事業につきましては、借入れの限度額を3,640万円から1,730万円に減額し、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。また、公営企業会計適用につきましては、借入れの限度額2,950万円を皆減するものであります。

以上であります。補正予算の事項別明細書等につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第26号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第35 第27号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第35 第27号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第27号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

立野地区の区画整理事業の進捗に伴いまして、保留地処分金の増額、立野一丁目地区換地計画等の委託に係る債務負担行為の補正計上など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,874万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,858万9,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第1款の分担金及び負担金は4,596万9,000円の増額で、立野地区保留地処分金の増額であります。

第4款の繰入金は6,471万3,000円の減額で、立野一丁目土地区画整理事業基金とりくずしの減額であります。3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の事業費は1,874万4,000円の減額で、道路舗装補修等工事費等の補正につきまして、立野地区事業費を減額するものであります。

次に、4ページの第2表債務負担行為であります。

債務負担行為の事項は、立野一丁目地区換地計画等委託で、期間につきましては平成30年度から平成31年度までとし、限度額を823万3,000円とするものであります。

以上であります。補正予算の事項別明細書等につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 10ページの基金繰入金のところ、今回の補正によって年度末の基金残高は幾らになるのかということ、今後のこの基金の見通しはどのようになるのかということ、それとの関係で、この基金の最終的な処理方針というのはどのようなことになるのか伺います。

○区画整理課長（水村隆市君） 基金の平成30年度末の状況でございますが、約1億5,200万円となります。

今後31年度の支出の関係でこれよりも下がりますが、1億4,000万円程度の基金が積み立てという形になってございます。

その後の方針というのは、今現在のところはまだ決まっておりません。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第27号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第36 第28号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第36 第28号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第28号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

高齢者ほっと支援センターきよはらにつきまして、指定管理委託を行うに当たり債務負担行為の補正計上が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第1表債務負担行為によるものであります。

次に、2ページの第1表債務負担行為であります。

債務負担行為の事項は、高齢者ほっと支援センターきよはら指定管理委託で、期間につきましては平成30年度から平成35年度までとし、限度額を1億4,250万円とするものであります。

以上であります。補正予算におけます債務負担行為に関する調書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第28号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第37 第29号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第37 第29号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成30年度の東京都後期高齢者医療広域連合の負担金の確定に伴う広域連合納付金など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,309万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,789万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第1款の後期高齢者医療保険料は3,006万5,000円の増額で、被保険者の増加等に伴う特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額であります。

第2款の繰入金は152万9,000円の増額で、広域連合納付金等に係る一般会計からの繰入金として、療養給付



費繰入金、保険基盤安定繰入金及びその他の繰入金を増額し、保険料軽減措置繰入金を減額するものであります。

第4款の諸収入は150万円の増額で、葬祭費受託事業収入の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は1万8,000円の増額で、職員手当等の補正による総務管理費の増額であります。

第2款の広域連合納付金は3,157万6,000円の増額で、保険料等負担金、療養給付費負担金及び保険基盤安定負担金の増額と、保険料軽減措置負担金の減額を内容とする東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

第4款の保険給付費は150万円の増額で、葬祭費の増額であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第29号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

2月25日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時38分 散会